

議案第7号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「氏及び名の各一部」を「氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第6号中「その他登録」を「前各号に掲げるもののほか、登録」に改める。

第8条第3号中「住民基本台帳に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民基本台帳に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民基本台帳にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改める。

第15条第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民基本台帳に記載されている旧氏を含む。）」を加え、同条第7号中「定める」を「掲げる」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏が加えられることに伴い、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加える必要がある。